

「行財政改革大綱2011」の平成23年度の主な取組計画

石川県行財政改革大綱2011の概要

実施期間：平成23年度～平成27年度（5年間）

基本コンセプト

コストの縮減、質の充実、未来へつなぐいしかわの改革
～持続可能な行財政基盤の確立とより質の高い県民本位の行政サービスの提供～

基本方針

- ・ 社会保障経費等の増加による厳しい財政状況 \Longrightarrow 行政コストを縮減する「量の改革」
- ・ 新長期構想の着実な実現
- ・ 本格的な分権型社会の到来 \Longrightarrow 県民への行政サービスを向上させる「質の改革」

行財政改革の内容

1 スリムで効率的・効果的な組織体制の整備

- (1) 県組織の見直し
- (2) 県関係団体組織の見直し

2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

- (1) 財政の健全性維持に向けた基本方針
- (2) 歳入確保に向けた取り組み
- (3) 歳出削減に向けた取り組み

3 県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し

- (1) 業務の効率化に向けた事務処理の工夫
- (2) 民間ノウハウの活用
- (3) 公の施設等の見直し
- (4) 公社外郭団体の見直し
- (5) 審議会の見直し
- (6) 市町・民間との協働・連携の推進

4 地方分権時代を担う人材の育成と 県民の視点に立った行政サービスの提供

- (1) 人材の育成と勤務環境の改善等によるモチベーションの強化
- (2) 県民サービスの向上

平成23年度の主な取り組み

1 スリムで効率的・効果的な組織体制の整備

項目	主な取組計画
①県組織の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県公立大学法人を設立し、看護大学および県立大学に地方独立行政法人制度を導入 ・少数精鋭の体制を構築するため、総務部人事課に人材育成グループを設置 ・県有財産等の有効活用と処分といった全庁的資産マネジメントを行うため、総務部管財課に資産活用室を設置
②県関係団体組織の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の地場産業振興センターの産業創出支援機構への統合に向け、合併手続きに係る各種準備の実施 ・平成24年度中の住宅供給公社の廃止に向け、マイホーム応援キャンペーン等の販促制度により分譲宅地等の資産処分を推進

2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

○財政の健全性維持に向けた基本方針…「基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立」と「県債残高の抑制」、「地方交付税の確保と税制の抜本改革についての国への要請」

項目	主な取組計画
(1) 歳入確保に向けた取り組み	
①税収の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町が共同で個人県民税等の滞納整理を行う組織の設立に向け、組織形態、対象税目等を検討
②広告収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「財政のあらまし」などの15の印刷物・ホームページ等について広告掲載を拡大 (H23 収入見込額：10,954千円、前年度比+2,517千円)
③県有財産等の有効活用と処分	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設等の利活用のために実態調査（有効活用可能性調査（仮称））を実施 ・遊休財産の処分促進を図るため、インターネット公売を試験的に実施 ・老朽公舎等を廃止（片山津職員共同宿舎など14棟20戸） ・公舎等の入居期間に制限を設定（原則10年）
④受益者負担の見直し・適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・病院診療費等未収金の回収業務を民間委託

項 目	主な取組計画
(2) 歳出削減に向けた取り組み ①定員適正化計画の見直しと職員費の削減	
ア 定員適正化計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定員適正化計画を見直し、平成27年度までの5年間の新たな数値目標を設定（別紙「定員適正化計画」を参照）
イ 給料・諸手当の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤特別職の給料の減額措置（H15年1月～）の延長（知事・副知事△5%、教育長△3%など） ・ 常勤特別職の期末手当の減額措置（H17年4月～）の延長（△10%） ・ 管理職手当の減額措置（H17年4月～）の延長（△10%）
②一般行政経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国団体等への負担金の縮減 ・ 県出資法人への委託業務のうち随意契約に係る情報を公開
③投資的経費の抑制 〔地域経済、雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合（H21年度＝36.7%、全国第19位）を全国中位を目途に順次抑制〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に合った整備基準（ローカルルール）の積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> 1. 5車線の道路整備、「コンパクト歩道整備」「あんしん路肩整備」による歩道整備、河川内土砂を活用した堤防強化 など ・ 県営住宅の管理戸数の見直し ・ 金沢西部地区土地区画整理事業の特別会計の廃止に向け、保留地処分を促進
④財政運営の工夫による負担の平準化	
ア 財政健全化判断比率の適正水準の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質公債費比率が18%以上とにならないよう繰上償還を実施
イ 高利県債の繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利5%以上の公的資金の補償金免除繰上償還を実施
ウ 公債費負担の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等引受債の償還年限を原則30年とするとともに、既発行債についても、借換時にトータル30年償還となるよう償還期間を延長し、公債費負担を平準化
エ 退職手当債・行政改革推進債の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の削減や行財政改革による将来の財政負担軽減の範囲内で、退職手当債・行政改革推進債を発行

3 県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し

項 目	主な取組計画
①出先機関における庶務業務の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる出先機関の選定等を行い、総務事務管理室への庶務業務の集約を推進 ・能登産業技術専門校の庶務業務（予算執行事務）を七尾産業技術専門校へ統合
②民間委託等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス・液化石油ガス免状交付業務、病院診療費等未収金の回収業務、介護支援専門員実務研修受講試験業務、児童生活指導センター調理業務
③公の施設等の見直し	
ア 公の施設における中期経営目標の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設において、施設を経営していくとの観点から中期経営目標（経営目標、利用者増対策、コスト縮減策）を策定
イ 精育園、錦城学園の運営体制の見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットを維持しつつ、県民のニーズに的確に応えていく観点から、指定管理者制度の活用など運営体制の見直しについて検討
ウ 金沢競馬のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の収支均衡を目標に各種振興策や経営改善策に努めるとともに、次年度に税金投入の事態に陥らないかを見極め
エ 紀尾井会館（東京宿泊所）の廃止に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の減少を踏まえ、廃止後の施設の利活用策など施設の廃止に向けて検討
オ ほくりく荘の廃止に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の減少や民間施設の充実等の社会経済情勢の変化を踏まえ廃止に向けて検討（10月末廃止）
④公社外郭団体の見直し	
ア 公社外郭団体に対する県派遣職員の引き揚げ	<ul style="list-style-type: none"> ・公社外郭団体等の事務事業の見直しなどを進め、県派遣職員の引き揚げを推進
イ 農業開発公社畜産事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・内浦放牧場の乳牛育成機能を富来及び辰口の2放牧場へ集約するとともに、内浦放牧場を民間による能登牛肥育牧場として一部貸付（平成24年度から全面貸付予定）
ウ 林業公社の経営改善に向けた見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善に向けた分収比率の見直しの着実な推進
⑤審議会の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助審議会、特用林産振興協議会の廃止
⑥市町・民間との協働・連携の推進	
ア 石川県版道路アドプト制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や地元企業と連携して道路の清掃や緑化活動を行う道路アドプト制度を新たに9箇所を実施
イ 民間企業とのタイアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部行政経営課に総合的窓口を設置し、一元的な情報提供や民間からの相談への対応等の取り組みを実施
ウ 県と市町との適切な役割分担と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県民大学校における県主催の映像関係講座を市町に移管

4 地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供

項 目	主な取組計画
(1) 人材育成と勤務環境の改善等によるモチベーションの強化	
①人材の育成	
ア 人材育成体制の整備	・総務部人事課に人材育成グループを新設するとともに、各部局企画調整室長を人材育成責任者とし、全庁的な体制で人材育成方を推進
イ 人材育成ビジョンの見直し	・平成18年1月に策定した人材育成ビジョンを「職場内研修」「職場外研修」「キャリア支援」を柱として、具体的方策を盛り込んだアクションプランに見直し
ウ グループ制の見直し	・部下を持つ機会の若年化を図るとともに、人材育成に適した目の届きやすい組織体制を整備するためグループの小規模化などを実施
②勤務環境の改善等	
ア 時間外勤務の縮減	・一斉退庁日の拡大（月1日→月2日） ・勤務時間帯の弾力的運用（住民説明会などの特定業務について勤務時間帯をシフト） ・出先機関へ本庁と同様の時差勤務制を導入
イ 職員のメンタルヘルス対策の充実	・メンタルヘルスガイドの作成、メンタルヘルスだよりの配信
ウ 仕事のしかたの見直し	・新たな人事評価制度の実施（職員の能力や勤務実績を適正に評価し、その結果を人事配置や能力開発、処遇に反映）
(2) 県民サービスの向上	
①県民サービス向上に向けた取り組み	
ア 県税事務所の開庁時間の延長	・自動車税の身体障害者減免申請に対応するため、申請が集中する5月末の1週間の開庁時間を19時まで延長
イ 施設利用者・施策対象者アンケートの継続的实施	・県民ニーズ把握のため、施設利用者・施設対象者アンケートを継続的に実施
ウ 県民サービス向上運動の実施	・各所属が、毎年度、県民サービスの向上等の目標を設定し、実践する「県民サービス向上運動」を実施
エ ふるさと納税の利便性向上	・寄附者の利便性向上のため、インターネットによる公金支払いシステムを利用し、クレジットカードによる寄附を導入
②県政情報提供の充実等	
ア 県政出前講座の充実	・県民ニーズを踏まえた講座内容の見直しや、対象団体を20人以上のグループから10人以上のグループに緩和
イ 県政メールマガジンの配信	・携帯電話利用者に対し県政メールマガジンを配信